

佐世保市商店街の活力回復促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という）に定めるもののほか、物価高騰による影響からの回復に向けて、商店街等が消費喚起や利用促進を図る目的で行う商品券等の発行や集客イベント活動等の取り組みを支援するために交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、商店街等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会で、商店街で組織するもの

(2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

(3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者が10者以上又は構成員数の30パーセント以上で構成される任意の商店街団体

(4) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会

(5) 前各号に掲げる団体を含む者で構成する公益性及び一体性のある組織に加入し、連携して商店街活性化のための事業を行う商業施設

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象とする事業は、次の各号に定める補助対象事業とする。

(1) プレミアム付商品券発行事業

(2) 商店街等プロモーション・イベント事業

(3) 前各号に掲げるもののほか、商店街等の魅力発信や消費喚起、利用促進に資すると認められる事業

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象事業を行う商店街等（以下「事業者」という。）に対して、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助率及び補助限度額、補助要件は別表1に定めるものとする。

3 補助対象となる経費は、事業に直接必要な経費のうち、別表2に定めるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、補助を申請しようとする日の属する会計年度及びその前年度以前の5年間において、これまで交付が決定された国・県・市その他団体等の補

助事業について不適切な処理があったものの実施する事業については、補助金の対象としない。

5 補助金の対象となる事業について、国や県等の公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象事業に要する経費から当該補助金等の額を差し引いた額を算定の基礎として補助金を交付する。

(補助対象外経費)

第5条 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付対象から除く。

- (1) 商店街又は個人個店の管理運営に係る経常経費
- (2) 個人個店の資産形成に係る経費
- (3) 食糧飲食費のうち、接待費又は遊興費並びに会議等の飲食費
- (4) 交際費及び慶弔費
- (5) 機器等の備品購入費、土地家屋購入費、車両購入費
- (6) 印紙税等の税金、行政への使用料
- (7) 人件費（事業に必要なため短期で雇用した者への賃金を除く）
- (8) 研修又は視察に係る旅費
- (9) 金融機関等の振込手数料
- (10) 領収証等の添付がない等、使途が不明な経費
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業と直接関係しない経費

(交付申請)

第6条 事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) その他別表3に掲げる書類で、必要と認めるもの

2 事業者は、交付申請を行うに当たって、消費税仕入控除税額（当該補助金に係る補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査を行い、交付が適當であると認められる場合は、交付を決定し、別紙様式第5号により事業者に通知する。

2 前項に掲げる審査において、市長が調査を要すると認める場合は、事業者はこれに協力するものとする。

3 市長は、交付を決定するときは、補助金の目的及び適正な執行に必要な条件を付すことができる。

(申請の取り下げ)

第8条 事業者は、前条の通知を受けた場合、交付決定の内容又は条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面により申請を取り下げることができる。

(変更又は中止)

第9条 事業者は、申請内容及び金額を変更する場合(次項に定める軽微な変更を除く。)

又は補助対象事業を中止する場合は、あらかじめ変更申請書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に定める軽微な変更は、補助額の変更を伴わないもので、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 別表2に定める補助対象経費における配分額の変更で、その額が変更前の金額から20パーセントを超えない範囲の変更

(2) 補助目的に関係ない事業計画の細部の変更

3 市長は、第1項の規定による提出があったときは、審査の上承認し、変更決定通知書(様式第7号)により事業者に通知する。

(報告)

第10条 事業者は、補助対象事業が予定期間内に完了しない場合や事業遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けることとする。

2 前項の規定による報告を行う場合は、理由及び事業の遂行状況を記載した報告書を市長に提出するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、市長は、補助対象事業の適正な執行を期するため必要があるときは、事業者に報告を求め、助言することができる。

(実績報告)

第11条 事業者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 補助対象経費に要した費用を証する書類
- (4) 事業の成果を証する書類
- (5) プレミアム付商品券発行事業参加店舗の誓約書（様式第11号）
- (6) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告を行うに当たり、消費税仕入控除税額が明らかになったときは、その金額（あらかじめ減額して交付申請を行った場合にあっては、減額分を上回った部分の金額）を減額して報告しなければならない。なお、実績報告時に消費税仕入控除税額が確定していない場合は、確定後に速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第12号）により通知する。

（交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業の性質により、市長が特に必要があると認める場合は、第7条による交付決定後、補助金を概算払により交付することができる。この場合においては、前項の規定に準じることとする。

（交付決定の取り消し等）

第14条 市長は、事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱の規定に反したとき若しくは次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 事業者の役員等（事業者である法人の役員や経営に実質的に関与している者）が暴力団又は暴力団員であること。

(2) 補助事業内で不正が発覚したとき。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還及び加算金（補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年10.95%の割合で計算した額）の納付を命じることができる。

3 前項の補助金の返還及び加算金の納付については、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて年10.95%の

割合で計算した延滞金を課する。

第15条 市長は、補助金の交付に関して虚偽の申請、不正な受給、その他この要綱の規定に反する行為があったと認められるときは、当該違反行為の内容に応じ、本市が実施するプレミアム付商品券発行事業又は同種の補助金の交付対象から除外することができる。

(経理書類の保存)

第16条 事業者は、補助金の経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月30日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第4条第2項）

補助率	10分の10
限度額	<p>(1) プレミアム付商品券発行事業 1事業者当たり 商店街等団体会員数（注）×40万円（上限800万円）</p> <p>(2) 商店街等プロモーション・イベント事業 1事業者あたり上限150万円</p>
電子地域通貨 加算	<p>(1) プレミアム付商品券発行事業 プレミアム付商品券発行を電子地域通貨で行う場合に加算する額 申請団体につき100万円</p>
補助要件等	<p>1事業者への補助は1回限りとする。 算出した補助額が5万円以下の場合は、補助金を交付しない。 補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。</p>

注1：会員数は、定款又は規約等で規定する団体の会員（賛助会員を除く）を算定根拠とし、補助金交付申請日時点で小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業を営む会員に限る。

注2：第2条第5号の商業施設の場合は、補助金交付申請日時点のテナントで、注1に記載の業種を営む者を算定根拠とする。

注3：複数の商店街等に加入している会員は、限度額の算出基礎とするのは1事業限り1回限りとする。

別表2（第4条第3項）

経費区分	内容	備考
電子地域通貨プレミアム付商品券発行費	電子地域通貨プレミアム付商品券販売額に上乗せして使用できる額	・販売する額に10分の5を乗じて得た額を限度とする
プレミアム付商品券発行費	プレミアム付商品券販売額に上乗せして使用できる額	・販売する額に10分の3を乗じて得た額を限度とする
景品費	抽選会等の賞品、事業に係る景品等の購入費	・不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の定めに従うこと ・換金性の高いもの(商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、宝くじ、切手等)は対象外 ※ただし、事業実施商店街等だけで利用できる商品券などに充てる場合は、同法に定める範囲内で認める。
賃金	アルバイト賃金	対象事業目的で短期雇用する場合に限る
報償	講師謝礼、出演料など	・イベント出演者、外部専門家への謝礼、出演料、イベントにかかる絵画等制作料など ・行政職員や関連・指導団体職員は対象外 ・所得税法に基づく源泉徴収を行ってください
旅費	交通費	・公共交通費 ・研修及び視察旅費は対象外
	講師・専門家等の旅費	イベント出演者、外部専門家等の本市への訪問滞在に係る旅費
需用費	印刷製本費、コピー費	
	資料費及び消耗品費	・軽微なもの(3万円未満)でリース対応できないもの ・販売目的の仕入れや原材料に係る経費を除く
	光熱水費及び燃料費	事業目的の用途であることが明確なものに限る
役務費	通信運搬費	事業目的の用途であることが明確なものに限る
	広告宣伝費	チラシ、ポスター、パンフレットなど印刷物の制作・印刷、新聞折り込み、メディア広告等
	保険料	イベント時の賠償責任保険、損害保険など
委託料	外部委託	・相手方選定の基準を補助事業者において定めること ・イベント運営、設営、資機材運搬、警備、事務処理、プランニング、システム開発、コンテンツ制作
使用料	会場使用料	会場等に係る借り上げ料
	自動車借上料	事業に必要な車両リース、タクシー料
	機械機器借上料	事務作業に用いるOA機器等の機材のレンタル、リース
	土地家屋賃借料	事業のため一時的に使用する土地、建物(駐車場、倉庫、貸事務所等)の賃借料
電子地域通貨プレミアム付商品券又はプレミアム付商品券の留意事項		
① 第三者への売買、交換、譲渡、現金との引き換えは認めない。 ② 有効期間は、令和8年2月27日までとする。 ③ 以下のものは購入対象外品目とする。 ・出資や債務の支払い　・有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、プリペイドカード等換金性の高いもの　・たばこ　・車券、舟券等、宝くじ　・不動産に関する支払い　・換金、質、金融機関への預け入れ ・保険診療対象の医療費、介護保険対象のサービス費　・その他、本市がふさわしくないと認めるもの		

別表3（第6条第1項第3号）

申請書に添付する書類

書類	備考
1 定款、規約、会則	若しくはこれに準じるもの
2 会員名簿	
3 見積書の写し	委託料の場合
4 構成事業者名簿	連携補助事業の場合
以下、必要な場合に提出を求めるもの	
5 図面、カタログ等	計画平面図、立面図など
6 総会又は理事会の 議事録	
7 許可書の写し	<ul style="list-style-type: none">道路占用許可書等、事業実施に必要な許可申請の時点で提出できない場合は、許可を受けられる見込みである旨を示した協議録等
8 役員名簿	任意団体の場合
9 予算決算関係書類	任意団体の場合
10 写真等	事業予定場所などを示すもの
11 その他	必要と認めるもの